

平成22年度  
意匠出願動向調査報告書（概要）

マクロ調査

平成23年4月

特 許 庁

問い合わせ先

特許庁総務部企画調査課 技術動向班

電話：03-3581-1101（内線2155）

## 第1章 調査概要

### 第1節 事業目的

我が国が国家戦略として目指す「知的財産立国」の実現に向けて、デザインが果たすべき役割への期待は年々高まっており、価値あるデザインを法的に保護する意匠制度に対する期待が大きくなっている。

また、経済活動のグローバル化に伴い、日本国内だけでなく世界規模での意匠出願動向等を視野に入れる必要があり、意匠に関する主要国である米国、欧州はもとより、中国、韓国などのアジアを視野にいたした出願が重要となっている。また、各産業分野の状況に応じた個別具体的な対応を図ることも重要である。

本調査は、日本、米国、欧州<sup>1</sup>、中国、韓国の意匠登録数、日本意匠分類等を基準にした各国分野別の意匠登録数を抽出することで、それぞれの国における意匠出願動向の特徴を分析すると共に、グローバルに活動する企業の意匠出願状況を分析するものであり、本調査の結果は特許庁における審査・審判の際の基礎資料、施策の企画立案のための基礎資料となるのみならず、企業等においてもデザイン開発戦略の策定に役立つことが期待できる。

### 第2節 調査目的

以下の各項目について調査・分析を行うことで、日本国内のみならずグローバルな視点で意匠出願動向を把握することを目的とする。

- 日本、米国、欧州（OHIM）、中国、韓国（以下、4カ国1機関を日米欧中韓と称する）の全体及び日本意匠分類毎等の意匠登録数の調査・分析を行う。
- グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向等を調査する。その企業が主要各国・機関に出願している意匠を把握し、国際的な意匠出願の現状を調査・分析する。
- 日米欧中韓における意匠出願動向に影響を与えると考えられる経済及び産業の状況を調査し、それらが意匠出願動向に与えている影響について分析する。
- 上記調査・分析結果に基づき日米欧中韓の各国・機関への意匠出願等に関連する課題や出願するにあたっての留意点を整理する。

---

<sup>1</sup> 欧州とは特に記述がない限りはEU加盟27カ国を指す。ただし、2007年度までの調査結果に基づく場合は、EU加盟25カ国を指す。

※欧州連合（EU）加盟27カ国（2010年12月現在）：ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

### 第3節 調査分析内容

各項目についての調査内容は以下のとおりである。

#### 1. 意匠出願動向調査

##### (1) 日米欧中韓全体意匠登録状況

日米欧中韓全体の意匠登録について、以下の事項の調査を行った。

- ・ 出願先国別意匠登録数
- ・ 出願人国籍別意匠登録数
- ・ 日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係
- ・ 日本意匠分類グループ別意匠登録数
- ・ 日本意匠分類グループ別－出願先国別意匠登録数
- ・ 日本意匠分類グループ別－出願人国籍別意匠登録数
- ・ その他、日米欧中韓全体の出願傾向を把握するのに有効な事項

##### (2) 出願先国別意匠登録状況

日米欧中韓の各国・機関それぞれにおける意匠登録について、以下の事項の調査を行った。

- ・ 日本意匠分類グループ別－出願人国籍別意匠登録数
- ・ 意匠登録数上位20者のランキング
- ・ 意匠登録上位20者の日本意匠分類大分類別意匠登録数
- ・ その他、出願先国別の出願動向を把握するのに有効な事項

##### (3) ロカルノ分類別意匠登録状況調査

日米欧中韓における2004～2009年のロカルノ分類毎（クラス01～32、99）の意匠登録数推移の調査を行った。

- ・ 出願先国別意匠登録数推移
- ・ 出願先国別出願人国籍別意匠登録数推移
- ・ その他、ロカルノ分類別意匠登録動向を把握するのに有効な事項

#### 2. グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向

自国籍以外の国で意匠登録を行っている企業（以下、グローバル企業と称す）の主要各国・機関への意匠登録状況等について調査を行った。グローバル企業の選定については、自国籍以外の国に外国出願を行っている企業のうち、デザインに関する賞を受賞している企業等、デザインに注力していると考えられる企業、および、世界的に意匠権を活用している企業を条件として抽出を行った。なお、調査にあたっては、定量的な調査だけでなく、世界的に意匠権を活用している企業の一部にヒアリング調査を行い、その背景と企業の考え方について詳細に把握し分析を行った。

- ・ グローバル企業別の主要各国・機関への、意匠登録数の推移、部分意匠の割合、日本意匠分類グループ毎の意匠登録数の特徴
- ・ グローバル企業の国籍、分野、企業規模（売上高・従業員数）、事業内容等
- ・ 国籍、分野、企業規模、事業内容等が、各グローバル企業の意匠出願動向に与える影響
- ・ その他、グローバル企業の意匠出願動向を把握するのに有効な事項

### 3. 意匠出願動向に影響を与えると考えられる経済・産業状況等の調査

日米欧中韓における意匠出願動向に影響を与えられると考えられるマクロ的な経済・産業指標、社会状況（とりわけデザインに関する状況）、商慣習、デザインに関する各国の政策等の整理を行った。また、産業分野別の生産額・輸出入額等のデータから、産業分野の規模の指標を作成し、産業分野の規模と意匠登録数との関係性についての分析を試みた。

### 4. 総合分析

これまでの調査・分析結果を勘案し、様々な視点で意匠出願動向に関する総合的な分析を試みた。具体的には、意匠出願動向の特徴と経済・産業状況や商慣習等の関係の分析、意匠登録における創作者に着目し産業分野別のデザイン開発のあり方の違いをデザイナーという視点から把握を試みた創作者分析（対象は日本意匠登録及び韓国意匠登録とし日韓間の類似点・相違点を抽出）、意匠出願人に対する示唆などを整理した。

## 第2章 意匠出願動向調査

### 第1節 調査概要

#### 1. 対象とする機関

日本（JPO：日本国特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、欧州（OHIM：欧州共同体商標意匠庁）、中国（SIPO：中国国家知識産権局）、韓国（KIPO：韓国特許庁）の4か国1機関。

#### 2. 調査項目

登録番号、公報発行日、出願日、優先権主張日、出願人、意匠分類、部分意匠の利用。

#### 3. 調査対象

2009年1月1日～2009年12月31日に意匠公報が発行された意匠。過去数年の経年推移を見るために、各庁のデータベースを利用した検索データ、および「平成18年度意匠出願動向調査－マクロ調査－」、「平成19年度意匠出願動向調査－マクロ調査－」、「平成20年度意匠出願動向調査－マクロ調査－」、「平成21年度意匠動向調査－マクロ調査－」のデータを利用した。

日本意匠分類においてはA～Nグループ、ロカルノ分類（第9版）においてはクラス01～32および99を対象とした。

韓国については出願単位で集計するのに対し、欧州での意匠登録数は出願単位ではなく、登録された個々の意匠単位で集計した（つまり、枝番ごとに1件と数える）。

#### 4. 出願人の定義

筆頭出願人の集計を対象とした。

米国での意匠登録については、「Assignee」を出願人とし、「Assignee」の記述がない場合は「Inventor」を出願人とした。

欧州については、欧州連合（EU：European Union）27か国<sup>2</sup>（ルーマニア、ブルガリアを含む）を対象とした。欧州連合加盟国の海外領土は含まない。ただし、2006年以前に意匠登録公報が発行された意匠登録数については、過去の調査の条件に従いルーマニア、ブルガリアを除く25か国とした。「Owner」を出願人とし、「Owner」の記述がない場合は「Representative」を出願人とした。

中国には香港・マカオを含む。中国での意匠登録は申請人を出願人とした。

---

<sup>2</sup>欧州連合（EU）加盟27か国は以下のとおりである。：ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、英国

## 5. 分類の付与

### (1) 日本意匠分類

以下の情報を用いて付与した。

- ① 特許庁によりあらかじめ付与されていたもの
- ② ロカルノ分類+物品名から推定（欧州、中国での意匠登録のみ）
- ③ 個別の意匠登録の図面等、及び書誌情報から推定（欧州、中国での意匠登録のみ）

### (2) ロカルノ分類

日本意匠分類－ロカルノ分類第9版コンコーダンスを利用して付与した。

### (3) 部分意匠制度の利用状況

日本、米国、韓国での意匠登録について部分意匠制度の利用件数を調査した。日本、韓国の意匠登録については公報に記載された情報を参照した。米国での意匠登録については公報に記載された意匠の詳細な説明に記載された文言から機械的に判断した。

## 第2節 日米欧中韓の意匠登録動向

### 1. 出願先国別意匠登録数

図 2-1 に、出願先国別意匠登録数を示す。

日米欧中韓全体での 2009 年公報発行の意匠登録数は 385,473 件である。このうち最も多いのが中国での登録 (231,700 件、60.1%)、以降、欧州 (69,359 件、18.0%)、韓国 (31,680 件、8.2%)、日本 (29,635 件、7.7%)、米国 (23,099 件、6.0%) と続いている。

中国での意匠登録数は、2008 年の、前年比+62.2%も増加した。日本での登録はほぼ横ばいで微増している。一方、米国、欧州、韓国では意匠登録数が減少している。

2009 年公報発行の意匠登録がいつごろ出願されたものかを把握するために、図 2-2 に、日米欧中韓それぞれにおける出願日ー公報発行日までの期間の分布を示す。

日本での登録は、6ヶ月から1年前に出願されたものが全体の75%を占めている。一方米国での登録は、非常に広い時期の出願から構成されている。欧州での登録は40%の出願が30日以内に登録されている一方で、6ヶ月以上前の出願はほとんど見られない。中国での登録はおおよそ1年前に出願された意匠登録の割合が高い。韓国での登録は1ヶ月から1年前に出願されたものが90%近くを占めている。

図 2-1 出願先国別意匠登録数 (日米欧中韓全体)

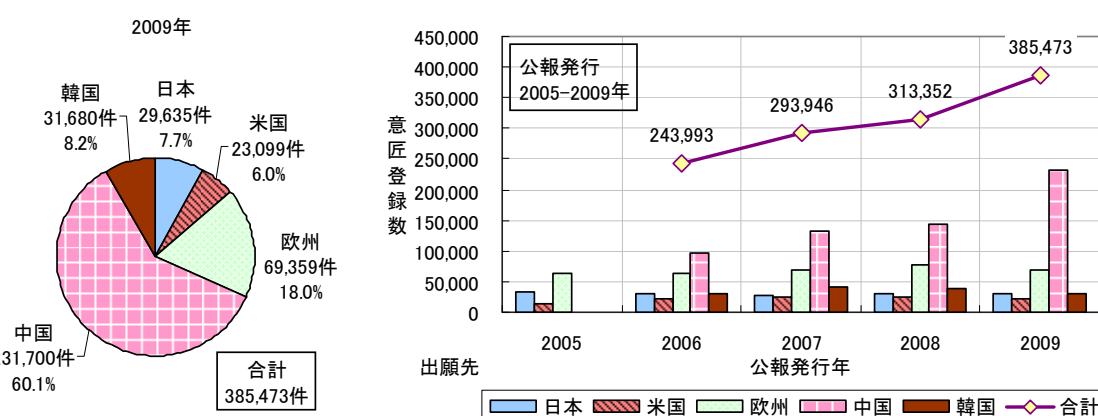
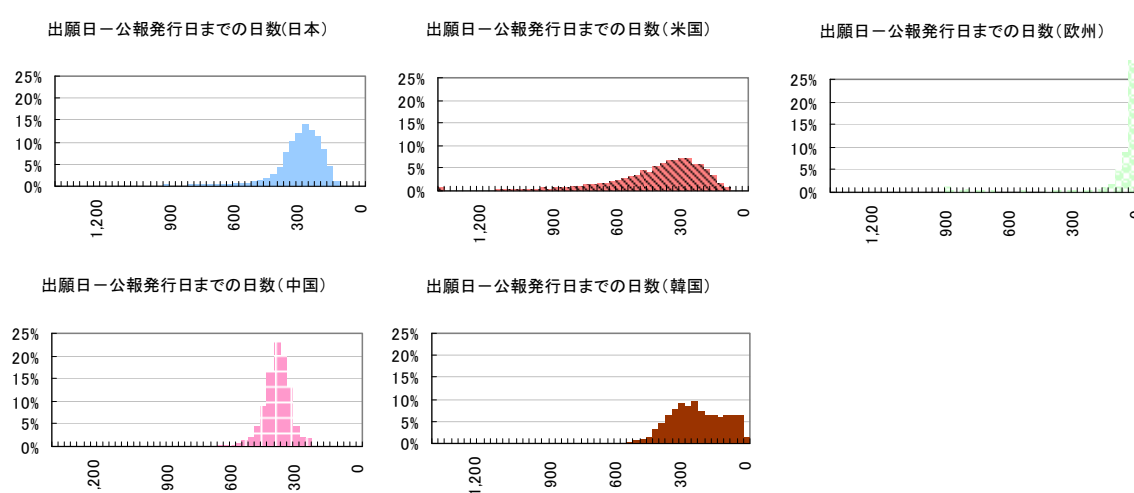


図 2-2 出願日ー公報発行日までの日数



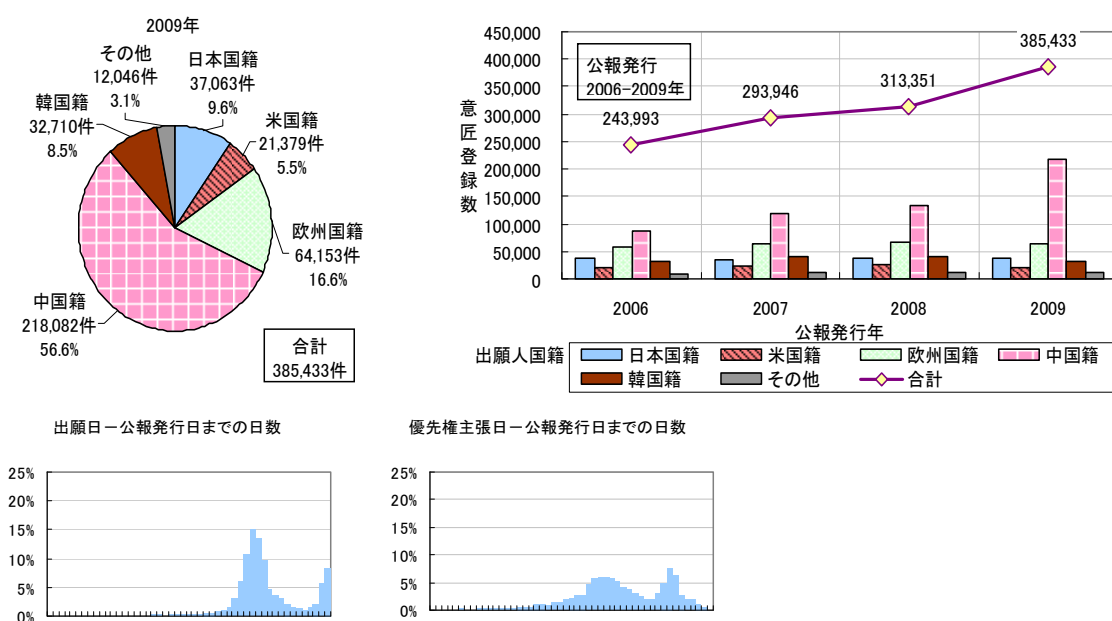
## 2. 出願人国籍別意匠登録数

図 2-3 に、出願人国籍別意匠登録数を示す<sup>3</sup>。

出願人国籍別にみると、中国籍がもっとも多く 218,082 件、全体の 56.6% を占める。以降、欧州国籍（64,153 件、16.6%）、日本国籍（37,063 件、9.6%）、韓国籍（32,710 件、8.5%）、米国籍（21,379 件、5.5%）、その他（12,046 件、3.1%）と続いている。

中国籍出願人による登録は、2006 年から毎年増加しており、2009 年には前年比+64.3% と大幅な伸びを示した。日本国籍出願人による登録は増加。一方で、米国籍、欧州国籍、韓国籍出願人による登録は減少した。

図 2-3 出願人国籍別意匠登録数（日米欧中韓全体）



<sup>3</sup> 2009 年公報発行の意匠登録について出願人が国籍と住所を秘匿している例が 40 件あった。これを出願人国籍別の集計から除外したため、出願人国籍別の登録意匠数の総数（353,433 件）は全体の意匠登録数（353,473 件）よりも 40 件少ない結果となっている。

### 3. 日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係

図 2-4 に 2009 年の日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係を示す。

出願先国別に見た場合、中国、韓国では 93.2%が、日本では 89.5%が自国籍出願人による登録である。欧州でも 79.0%が自国籍出願人による登録である。それに対し、米国では自国籍出願人は 54.2%に過ぎず、次いで欧州国籍 15.8%、日本国籍 10.6%、その他国籍 12.9%となっている。

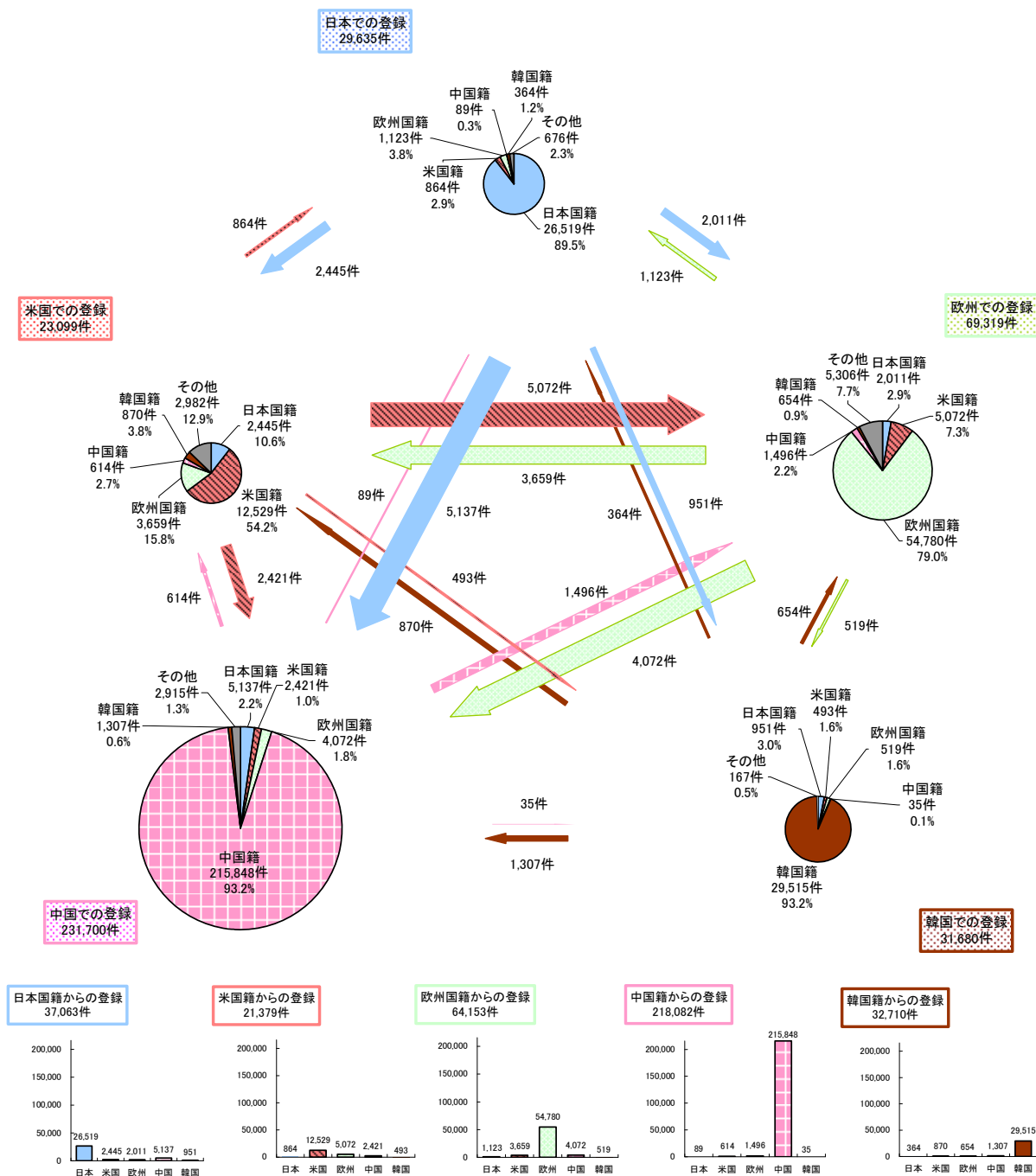
出願人国籍別に見ると、日本国籍出願人による自国での意匠登録数は 26,519 件、89.5%である。日本国籍出願人による登録は、日本以外の米国、欧州、中国、韓国でそれぞれ 2,445 件、2,011 件、5,137 件、951 件みられ、自国外でも意匠登録を積極的に進めていることが示唆される。特に日本国籍出願人による中国での登録は年間 5,137 件あり、意匠登録数は中国籍出願人に次いで第 2 位となっている。日本国籍出願人による意匠登録数（「出」）と日本での意匠登録数（「入」）とを比較すると、「入」よりも「出」のほうが多い状況である。

米国籍出願人は、自国での登録が 12,529 件、54.2%である。これに対し、欧州での登録が 5,072 件ある。米国籍出願人による意匠登録数は、日本、中国、韓国での意匠登録数に比べ、欧州での意匠登録数が特に多い。

中国籍出願人は自国での登録が 215,848 件、93.2%とほとんどである。欧州での登録は 1,496 件あり、日本、米国、韓国での登録、89 件、614 件、35 件を合計したものより 2 倍以上となっている。

韓国籍出願人による自国での意匠登録数は 29,515 件、93.2%である。韓国籍出願人の自国外での意匠登録数は 3,195 件であり、他の国、地域での意匠登録数はいずれも少なく、中国での登録 1,307 件を除くと、いずれも 1,000 件未満である。

図 2-4 日米欧中韓間の意匠登録数の相関関係



#### 4. 日本意匠分類グループ別—出願先国別意匠登録数

図 2-5 に、日本意匠分類グループ別—出願先国別意匠登録数の内訳を示す。

日本意匠分類グループ別では以下の特徴がある。

A グループ（製造食品及び嗜好品）は、欧州での意匠登録数が多く 44.2%を占めている。次に中国での 28.8%、韓国での 12.9%、米国での 11.2%、日本での 2.9%と続く。

B グループ（衣服及び身の回り品）は、中国と欧州での登録が多く、全体の 86%を占めている。2007 年以降中国での登録が増加を続け、特に 2009 年には前年比+120.2%と大きな伸びを示している。

C グループ（生活用品）は、中国での意匠登録数が 61.2%を占めている。次いで欧州 19.6%、日本 7.2%、韓国 6.7%、米国 5.3%の順である。

D グループ（住宅設備用品）は、中国での意匠登録数が 59.7%を占めている。次いで欧州 22.6%、韓国 7.1%、日本 6.0%、米国 4.7%の順である。

E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）の登録先は、中国 56.9%、欧州 20.6%、米国 9.3%、日本 9.1%、韓国 4.1%の順となっている。

F グループ（事務用品及び販売用品）は、中国での意匠登録数が 62.1%を占めている。次いで欧州13.8%、韓国 12.0%、日本 7.1%、米国 5.0%の順である。

G グループ（運輸又は運搬機械）は、中国での登録が 59.1%を占めている。次いで欧州 16.9%、米国 10.4%、日本 8.5%、韓国 5.0%である。

H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）は、中国での登録が 61.3%を占めている。次いで日本 12.5%、欧州 10.1%、米国 9.9%、韓国 6.2%である。

J グループ（一般機械器具）は、中国での登録が 48.0%を占めている。次いで欧州 19.4%、日本 14.8%、米国 11.5%、韓国 6.3%である。

K グループ（産業機械器具）は、中国での登録が 58.2%を占めている。次いで欧州 15.5%、日本 12.6%、米国 7.8%、韓国 6.0%である。

L グループ（土木建築用品）は、中国での登録が 52.1%を占めている。次いで韓国 18.2%、欧州 16.2%、日本 10.7%、米国 2.8%である。

M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）は、中国での登録が 73.1%と顕著に多い。次いで、韓国 12.3%、欧州 9.2%、日本 3.4%、米国 2.0%である。

出願先別では以下の特徴がある。

日米欧中韓全体の中での日本での意匠登録数の比率を、日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは J グループ（一般機械器具）の 14.8%であり、次いで K グループ（産業機械器具）12.6%、H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）12.5%となっている。また、日本での意匠登録数が最も多いものは H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 5,868 件である。

日米欧中韓全体の中での米国での意匠登録数の比率を、日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは J グループ（一般機械器具）の 11.5%であり、次いで A グループ（製造食品及び嗜好品）11.2%となっている。また、米国での意匠登録数が最も多いものは H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 4,689 件である。

日米欧中韓全体の中での欧州での意匠登録数の比率を、日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは A グループ（製造食品及び嗜好品）の 44.2%であり、次いで B グループ（衣服及び身の回り品）25.4%となっている。また、欧州での意匠登録数が最も多

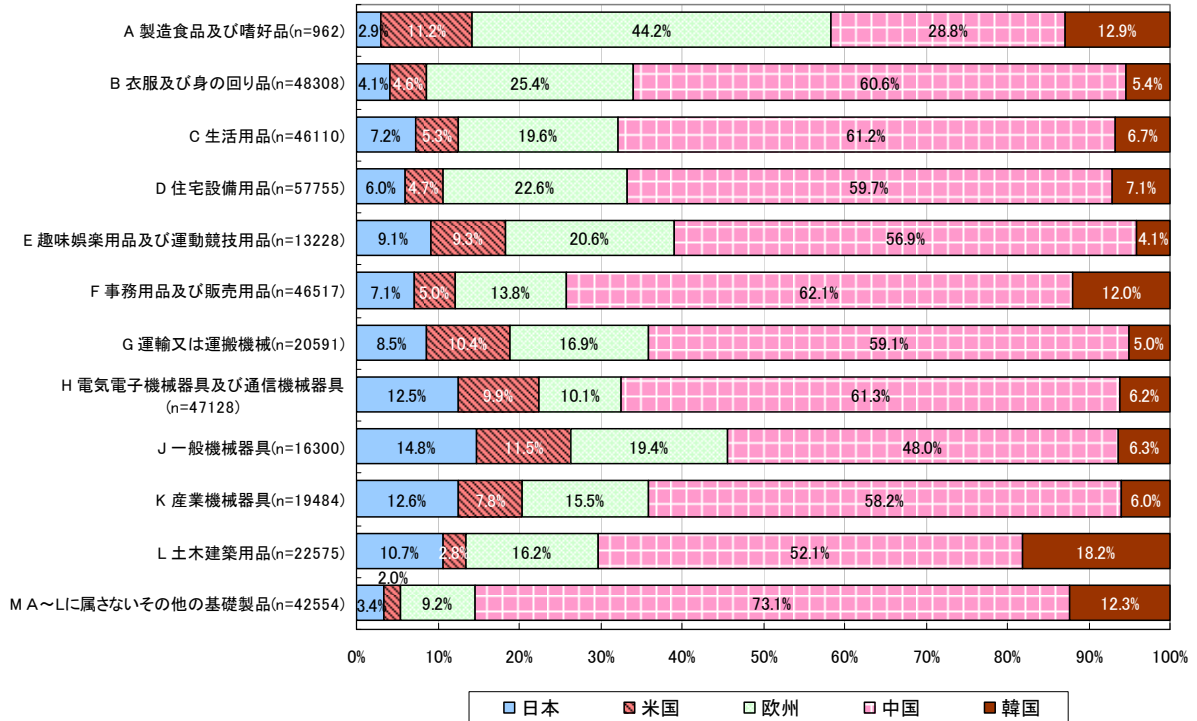
いものはDグループ（住宅設備用品）13,030件、次いでBグループ（衣服及び身の回り品）の12,271件、である。

日米欧中韓全体の中での中国での意匠登録数の比率を、日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものはMグループ（A～Lに属さないその他の基礎製品）の73.1%であり、次いでFグループ（事務用品及び販売用品）62.1%となっている。また、中国での意匠登録数が最も多いのもDグループ（住宅設備用品）34,466件である。

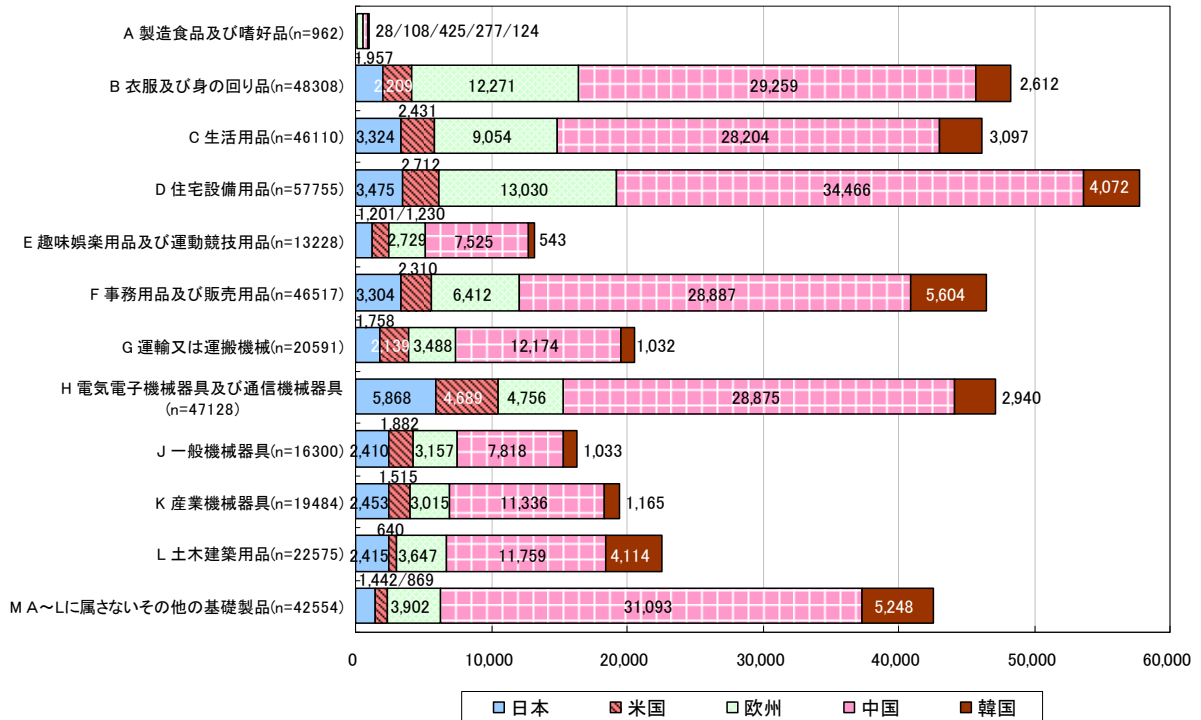
日米欧中韓全体の中での韓国での意匠登録数の比率を、日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものはLグループ（土木建築用品）の18.2%であり、次いでAグループ（製造食品及び嗜好品）12.9%となっている。また、韓国での意匠登録数が最も多いものはFグループ（事務用品及び販売用品）の5,604件である。

図 2-5 日本意匠分類グループ別—出願先国別意匠登録数内訳（日米欧中韓全体）

(a)出願先国別の意匠登録数の比率



(b)出願先国別意匠登録数



## 5. 日本意匠分類グループ別—出願人国籍別意匠登録数

図 2-6 に、2009 年の日米欧中韓全体での日本意匠分類グループ別—出願人国籍別意匠登録数の内訳を示す。

日本意匠分類グループ別では以下の特徴がある。

A グループ（製造食品及び嗜好品）は欧州国籍出願人による登録が 37.4%を占め、次いで中国籍 26.4%、米国籍 16.5%、韓国籍 12.6%、日本国籍 3.1%の順になっている。

B グループ（衣服及び身の回り品）は、中国籍出願人による登録が 58.8%を占め、次いで欧州国籍 22.4%、米国籍 5.5%、韓国籍 5.3%、日本国籍 4.0%の順になっている。

C グループ（生活用品）は、中国籍出願人による登録が 57.8%、欧州国籍が 19.5%を占めている。次いで日本国籍 7.3%、韓国籍 6.9%、米国籍 5.5%の順になっている。

D グループ（住宅設備用品）は、中国籍出願人による登録が 57.5%、欧州国籍が 21.8%を占めている。次いで韓国籍 7.1%、日本国籍 7.1%、米国籍 3.9%の順になっている。

E グループ（趣味娯楽用品及び運動競技用品）は、中国籍出願人による登録が 53.8%、欧州国籍が 16.8%を占めている。次いで、米国籍 11.3%、日本国籍 10.3%、韓国籍 3.3%の順になっている。

F グループ（事務用品及び販売用品）は、中国籍出願人による登録が 60.1%を占めている。次いで、欧州国籍 12.7%、韓国籍 12.0%、日本国籍 7.7%、米国籍 5.3%の順になっている。

G グループ（運輸又は運搬機械）は、中国籍出願人による登録が 49.8%を占め、次いで日本国籍 16.7%、欧州国籍 16.5%、米国籍 7.4%、韓国籍 5.7%の順になっている。

H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）は、中国籍出願人による登録が 53.7%を占め、次いで日本国籍 17.8%、欧州国籍 9.2%、韓国籍 8.9%、米国籍 6.3%の順になっている。その他国籍では台湾国籍の割合が高い。

J グループ（一般機械器具）は、中国籍出願人による登録が 41.7%を占めている。次いで、日本国籍 19.1%、欧州国籍 16.5%、米国籍 9.6%、韓国籍 5.6%の順になっている。グループ内に占める日本国籍出願人による意匠登録数の割合 19.1%は全グループ中最大である。

K グループ（産業機械器具）は、中国籍出願人の登録が 51.8%を占め、次いで日本国籍 17.0%、欧州国籍 14.6%、米国籍 7.8%、韓国籍 5.3%の順になっている。

L グループ（土木建築用品）は、中国籍出願人による登録が 51.3%を占め、次いで韓国籍 18.1%、欧州国籍 15.3%、日本国籍 11.1%、米国籍 2.5%の順になっている。その他国籍でトルコ国籍やフランス領レユニオン国籍といった国が上位に挙がっている点特徴的である。

M グループ（A～L に属さないその他の基礎製品）は、中国籍出願人による登録が 71.4%を占めている。中国籍出願人による登録はグループ内に占める登録数の割合 71.4%は全グループ中最大である。次いで、韓国籍 12.4%、欧州国籍 9.2%、日本国籍 4.5%、米国籍 1.7%の順になっている。

出願先国別では以下の特徴がある。

日米欧中韓全体の中での日本国籍出願人による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別に見てみると、相対的に比率が高いものは J グループ（一般機械器具）の 19.1%であり、次いで H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 17.8%である。また、日本国籍出願人による意匠登録数が最も多いものは H グループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）の 8,368 件である。

日米欧中韓全体の中での米国籍出願人による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは A グループ(製造食品及び嗜好品)の 16.5%であり、ついで E グループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)の 11.3%である。また、米国籍出願人による意匠登録数が最も多いものは H グループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)の 2,960 件である。

日米欧中韓全体の中での欧州国籍出願人による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは A グループ(製造食品及び嗜好品)の 37.4%であり、次いで B グループ(衣服及び身の回り品)の 22.4%、D グループ(住宅設備用品)の 21.8%である。また、欧州国籍出願人による意匠登録数が最も多いものは D グループ(住宅設備用品)の 12,598 件である。

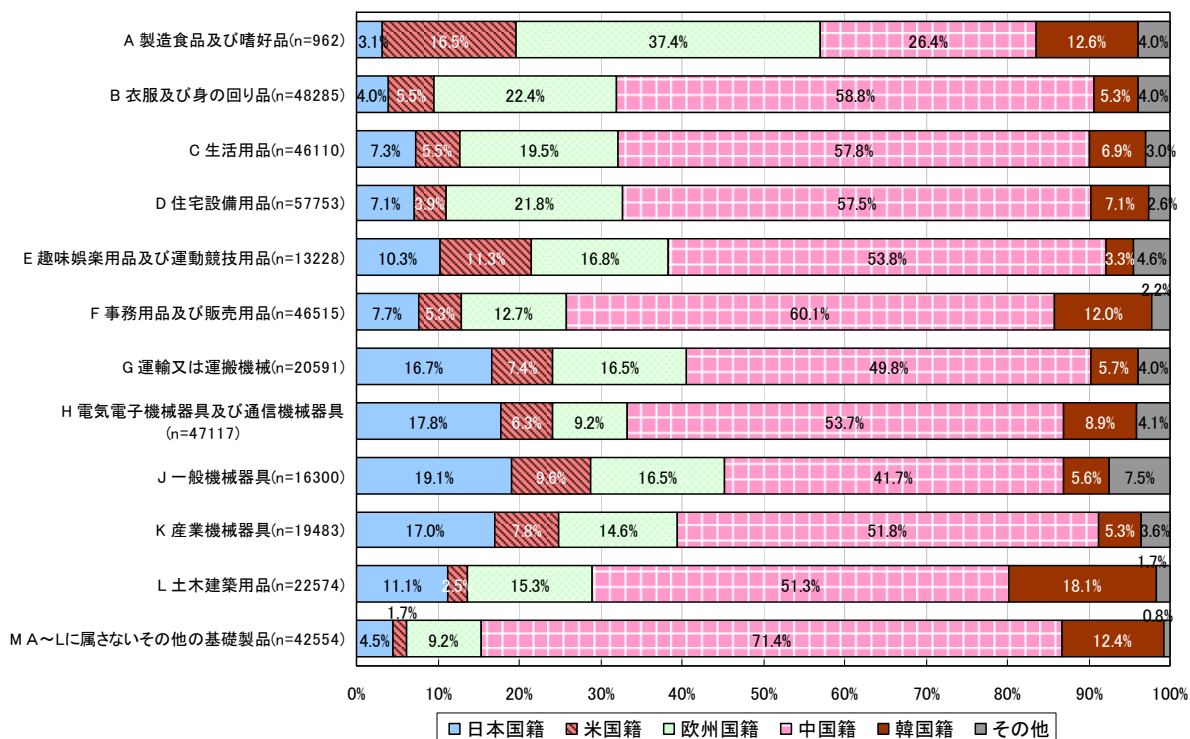
日米欧中韓全体の中での中国籍出願人による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは M グループ(A～L に属さないその他の基礎製品)で 71.4%と顕著な傾向を示している。次いで F グループ(事務用品及び販売用品)の 60.1%である。また、中国籍出願人による意匠登録数が最も多いものは D グループ(住宅設備用品)の 33,204 件である。

日米欧中韓全体の中での韓国籍出願人による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは L グループ(土木建築用品)の 18.1%であり、次いで A グループ(製造食品及び嗜好品)の 12.6%である。韓国籍出願人による意匠登録数がもっとも多いのは F グループ(事務用品及び販売用品)の 5,565 件である。

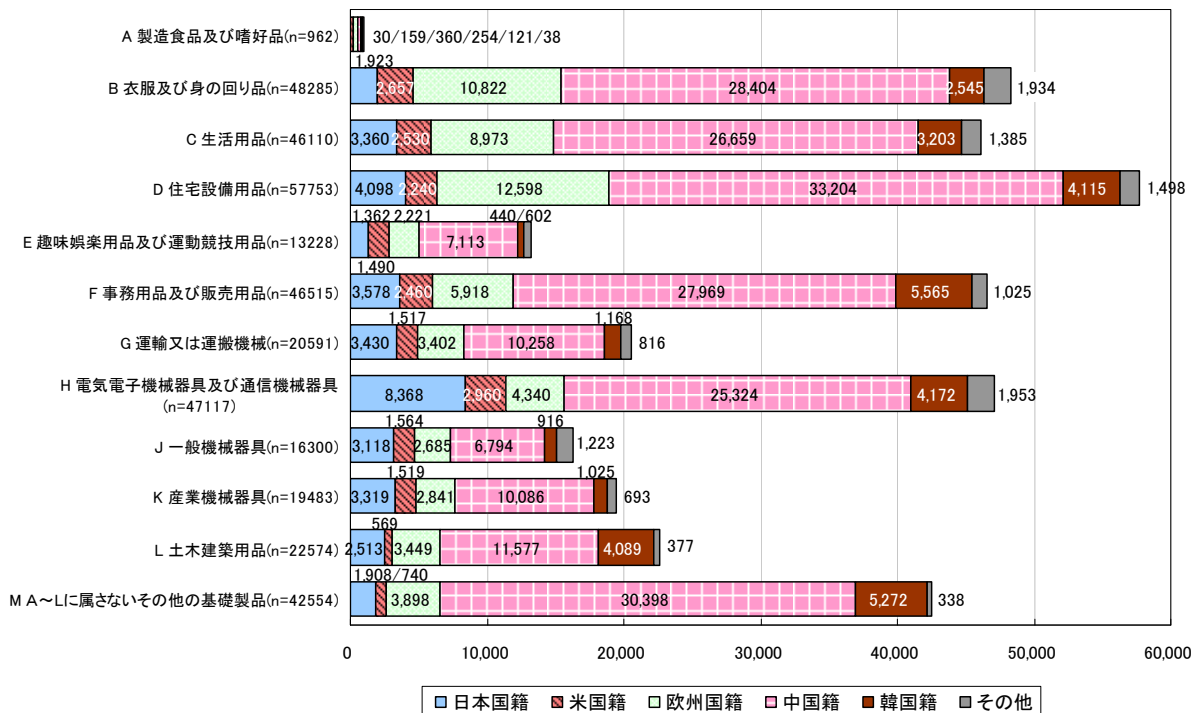
日米欧中韓全体の中でのその他国籍出願人による意匠登録数の比率を日本意匠分類グループ別に見たときに相対的に比率が高いものは J グループ(一般機械器具)の 7.5%、次いで E グループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)の 4.6%である。また、その他国籍出願人による意匠登録数が最も多いものは H グループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)の 1,953 件である。

図 2-6 日本意匠分類グループ別—出願人国籍別意匠登録数内訳（日米欧中韓全体）

(a)出願人国籍別の意匠登録数の比率



(b)出願人国籍別意匠登録数



### 第3章 グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向調査

国際的にデザイン活動を活発に行っていると考えられる企業や、グローバルな展開を行っていると思われる企業や、かつ、国際的な意匠権の活用が見られる企業（以下、グローバル企業という）の意匠出願動向に着目し、その特徴を分析した。これにより、国際的なデザイン活動を展開する上で求められる国際的な意匠制度の活用や、業種、国・地域の違いに応じた意匠出願戦略に係る示唆を導き出した。これらは、グローバルな競争力確保を意識する企業において意匠出願戦略を立案する際の参考となることが期待される。

なお、本調査において意匠出願動向は各企業による意匠登録数に基づき分析した。意匠登録数の抽出にあたっては以下の方針を採っている。

- ・中核企業の各国・地域での現地法人は原則として対象としないが、当該国・地域において中核企業が意匠登録をまったく受けていない、または、ほとんど受けていない場合で、現地法人により代わって出願が行われていると推測される場合は対象とする
- ・極めて大規模な合併・分離を除き、原則として合併前後を考慮しない

#### 第1節 国際的デザイン賞受賞上位企業におけるデザイン活動と意匠出願動向の分析

##### 1. 調査手法

国際的なデザイン賞として、グッドデザイン賞（日本）、IDEA 賞（米国）、iF 賞（ドイツ（欧州））それぞれの2007年～2009年の受賞を対象とし、受賞上位企業（ただし、一部のデザイン賞では主要な賞のみを対象とする。以下、受賞上位企業という。）の2007年～2009年の意匠出願動向を整理する。具体的な対象選定の方法は以下の通りである。

- ・グッドデザイン賞は金賞受賞企業とし、その受賞数の合計が2以上の企業
- ・IDEA 賞、iF 賞は受賞件数または受賞ポイントの上位10社の企業（デザイン事務所、個人を除く。ただしNPOを含む。）

##### 2. 分析結果

###### （1）意匠制度の利用状況

意匠制度の利用状況に着目すると、受賞上位企業において営利法人はいずれも意匠制度を活用していた。

## 第2節 国際的に意匠制度利用が活発なグローバルに展開する企業の意匠出願動向の分析

国際的な意匠制度の活用方法の示唆を得るため、国際的に意匠制度を活発に活用している企業の意匠出願動向を分析した。

なお、産業分野によってデザイン開発サイクルが異なる上、国・地域に併せたデザイン開発が必要な場合があるなど、国際的なデザイン開発の実態も異なっている。また、技術が形状に表れやすい分野も存在する。これらを受けて、意匠制度に対するニーズも産業分野により異なるという実情がある。そこで、各産業分野の事情に応じた意匠制度活用の示唆を得るため、産業分野別に分析することとした。

### 1. 調査手法

2007年、2008年それぞれの日米欧中韓各国・地域における意匠登録数上位出願人のうち、外国籍を有する者30者（外国籍上位30者）を抽出し、この中で2ヶ国・地域以上で外国籍上位30者に位置づけられているか、または、2カ年にわたって同一国で外国籍上位30者に位置づけられている者のうち、以下の業種に属する企業を各業種5社前後選定し、合計61社の意匠出願動向を業種ごとに分析した。なお、主な業種の区分は概ね（ ）内に記載した日本意匠分類のグループに対応している。

- 食品・飲料品・嗜好品製造業（日本意匠分類 A、F グループ）
- アパレル・装飾品・靴製造業（日本意匠分類 B グループ）
- 台所用品・雑貨製造業（日本意匠分類 C グループ）
- 家具・住宅用設備具製造業（日本意匠分類 D グループ）
- 運動競技用品・娯楽用品製造業（日本意匠分類 E グループ）
- 事務用品製造業（日本意匠分類 F グループ）
- 自動車製造業（日本意匠分類 G グループ）
- コンピュータ・通信機器製造業（日本意匠分類 H、J グループ）
- 家電製造・総合電機製造業（日本意匠分類 H、J グループ）
- 産業・医療・光学・精密機器製造業（日本意匠分類 H、K グループ）
- 化成品製造業（日本意匠分類 C、F グループ）

## 2. 分析結果

分析結果は以下の通りである。

### (1) 出願先国・地域別の意匠登録数の推移

日米欧中韓の出願先国・地域別の意匠登録数の比率やその推移の特徴は以下の通りであった。

表 3-1 調査対象企業における業種別・出願先国・地域別意匠登録数の推移・割合の特徴

| 業種               | 特徴  |
|------------------|---|
| 食品・飲料品・嗜好品製造業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国外の特定国・地域に積極的な意匠制度活用を行う企業が存在</li> <li>・ 韓国での意匠登録数が減少傾向</li> </ul>   |
| アパレル・装飾品・靴製造業    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州での登録が非常に多い(ただし、欧州国籍企業が欧州での意匠登録を顕著に減らす例も見られた)</li> </ul>  |
| 台所用品・雑貨製造業       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国で意匠制度を活用</li> <li>・ 欧州・スイス籍の企業において欧州での意匠登録数が減少傾向にある企業が見られた</li> </ul>  |
| 家具・住宅用設備具製造業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州での登録が多い</li> <li>・ 日米欧中韓意匠登録数比率が 2007 年から 2009 年にかけて大きく変化していない</li> <li>・ 韓国での意匠登録が顕著に少ない、または、見られない</li> </ul> |
| 運動競技用品・娯楽用品製造業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自国での意匠登録が多い</li> </ul>   |
| 事務用品製造業          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中国籍企業(1社)が海外に積極的に意匠登録を行っている</li> </ul>   |
| 自動車製造業           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象企業 6 社全てが日米欧中韓全てで意匠制度を利用している</li> <li>・ 一部の企業で日本での意匠登録数が 2008 年に急増し、2009 年に 2007 年の水準に回帰</li> </ul>          |
| コンピュータ・通信機器製造業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査対象企業 5 社全てが日米欧中韓全てで意匠制度を利用している</li> <li>・ 欧州での登録が多い</li> <li>・ 日本での意匠登録数が増加傾向にある企業が複数見られる</li> </ul>           |
| 家電製造・総合電機製造業     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意匠制度を活発に利用</li> <li>・ 中国での登録が多い</li> <li>・ 韓国での意匠登録数が減少傾向にある</li> </ul>  |
| 産業・医療・光学・精密機器製造業 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米国での登録が多い</li> <li>・ 欧州、韓国での意匠登録数が減少傾向にある</li> </ul>   |
| 化成品製造業           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 欧州での登録が非常に多い</li> <li>・ 日本、中国での意匠登録数が共に減少傾向の企業と共に増加傾向の企業に分かれる</li> </ul>   |

## (2) 出願先国・地域別の部分意匠の割合

日米韓の出願先国・地域別の意匠登録に占める部分意匠の割合の特徴は以下の通りであった。

表 3-2 調査対象企業における業種別・出願先国・地域別部分意匠の割合の特徴

| 業種               | 特徴                          |
|------------------|-----------------------------|
| 食品・飲料品・嗜好品製造業    | ・ 部分意匠の割合が高い                |
| アパレル・装飾品・靴製造業    | ・ 概ね日本での部分意匠の割合が低い          |
| 台所用品・雑貨製造業       | ・ 概ね部分意匠の割合が低い              |
| 家具・住宅用設備具製造業     | ・ ほぼ全ての意匠登録が部分意匠である企業がある    |
| 運動競技用品・娯楽用品製造業   | ・ 部分意匠の割合が顕著に高い             |
| 事務用品製造業          | ・ 米国での部分意匠の割合が顕著に低い企業が見られる  |
| 自動車製造業           | ・ 概ね、日本での部分意匠の割合が低い         |
| コンピュータ・通信機器製造業   | ・ 部分意匠の割合が高い企業が見られる         |
| 家電製造・総合電機製造業     | ・ 韓国籍企業の部分意匠の割合が低い          |
| 産業・医療・光学・精密機器製造業 | ・ 企業によっては顕著に部分意匠の割合が高い年があった |
| 化成品製造業           | ・ 概ね日本、韓国で部分意匠の割合が高い        |

### (3) 出願先国・地域別、日本意匠分類別の意匠出願動向の分析

日米韓の出願先国・地域別の日本意匠分類大分類別の意匠出願動向のうち特徴的な傾向は以下の通りであった。

表 3-3 調査対象企業における業種別・出願先国・地域別・日本意匠分類別  
意匠登録数・部分意匠の割合の特徴

| 業種               | 特徴   |
|------------------|--|
| 食品・飲料品・嗜好品製造業    | ・ F4-7 分野(包装用容器等)の意匠登録が多く、同分野での部分意匠の割合が高い  |
| アパレル・装飾品・靴製造業    | ・ 特定の分野に多数の意匠登録を行う傾向が見られた<br>・ B3 分野(身の回り品)について、日米欧中韓で意匠登録を行う企業と欧州での意匠登録にほぼ特化している企業に分かれていた |
| 台所用品・雑貨製造業       | ・ 各社とも C5 分野(飲食用容器又は調理用容器)の意匠登録数の比率が高い。また、同分野の部分意匠の割合が顕著に少ない                               |
| 家具・住宅用設備具製造業     | ・ 各国・地域で同じような比率で各分野の意匠出願が行われていた  |
| 運動競技用品・娯楽用品製造業   | ・ 調査対象の中国籍企業は E1 分野(おもちゃ)での欧州での意匠登録数の比率が高い   |
| 事務用品製造業          | ・ そのほとんどが F2-1 分野(筆記用具)の登録であった   |
| 自動車製造業           | ・ G2-9 分野(車輛部品及び附属品)の意匠登録に対する考え方が企業により異なっていることが推測される                                       |
| コンピュータ・通信機器製造業   | ・ 国・地域に応じて重点的に保護を行う分野を定める戦略を採っている企業と、国際的に広く保護を行う戦略を採っている企業に分かれていると推測される                    |
| 家電製造・総合電機製造業     | ・ H7 分野(電子情報入出力機器)の登録が顕著に多い  |
| 産業・医療・光学・精密機器製造業 | ・ 各企業の主要な製品分野での意匠登録が主であり、共通の傾向は見いだしがたい   |
| 化成品製造業           | ・ F4-7 分野(包装用容器等)の意匠登録が多く、同分野での部分意匠の割合が高い  |

## 第4章 意匠出願動向に影響を与えると考えられる経済・産業状況の調査

意匠出願動向に影響を与えると考えられる、マクロ経済・産業状況や産業構造から見た経済・産業状況の特徴の分析、デザインに関する政策・出来事と意匠出願動向との関係分析、さらに、マクロ経済指標と意匠出願動向の関係分析を行った。

### 第1節 日米欧中韓全体の状況

各国・地域の実質 GDP 成長率は 2008 年から 2009 年では軒並み減少しており、特に日本の成長率は-5.2%であった。日米欧韓において軒並み実質 GDP 成長率がマイナスを記録している一方で中国の経済成長は著しく、世界不況の影響を受けてもなお+9.1%の伸びを記録し、高成長を続けている。中国の製造業については付加価値額（2005 年米ドル換算実質値）を基準にすると 2008 年以降日本の上位に位置づけられ、2009 年には米国に迫っている。

日米欧中韓の輸出入額に着目すると、2008 年まではいずれも輸出入が増加傾向にあったが、2009 年度では減少に転じている。米国、欧州は輸入超過となっており、両国・地域が他の国・地域にとって極めて大きな市場であることが明らかである。とりわけ、2008 年から欧州の輸入額は米国の輸入額を上回っており、2009 年も同様である。欧州市場が世界的に影響力を有していることがうかがえる。

製造物品の日米欧中韓相互の輸出関係に着目すると、中国から欧州への輸出が 28,93 億米ドルと最も多く、次いで欧州から米国の 2,367 億米ドル、中国から米国の 2,151 億米ドル、米国から欧州の 2,143 億米ドルが続く。これらの間では密接な経済関係があることがうかがわれる。これに比べて、相対的に輸出額が少ないものとして、韓国から日本の 173 億米ドルを筆頭に、米国から韓国の 245 億米ドルが挙げられる。

### 第2節 日米欧中韓各国の状況

#### 1. 日本の状況

製造業の構造に着目すると、2008 年の出荷額では「輸送用機械器具」の割合が 19%と高く、主に自動車産業に強みがあることがわかる。とくに、エコカー普及促進策を受けて、近年、環境性に優れた自動車の買い換え需要が喚起されている。

また、情報通信機器産業においてもエネルギー効率の高い製品の普及策（家電エコポイント制度）により、その需要が伸びている。

デザイン産業やデザイン振興政策に着目すると、国内のデザイン競争力強化に向けた対応策として、2007 年 5 月、生活者の感性に働きかけ共感・感動を得ることで顕在化する商品・サービスの価値を高める重要な要素を、「感性価値」として着目し、日本の強みを活かしながら、日本の産業の競争力の強化と生活の向上のために産学官が一体となって取り組んでいくべき事項を「感性価値創造イニシアティブ」として経済産業省が取りまとめている。

#### 2. 米国の状況

大手金融企業の経営破綻をきっかけとした金融危機以降、雇用情勢の悪化が続いている。

付加価値額を基準に製造業の構造に着目すると、化学製品、コンピュータ・電子製品、食品・飲料・タバコ製品の各製造業が上位を占めている。

デザイン産業やデザイン振興政策に着目すると、業界が主体となった国家レベルの職能団体によるデザイン振興がポイントとなっている。

社会的・文化的背景に着目すると、趣味娯楽、スポーツへの関心の高さが特筆される。

### 3. 欧州の状況

欧州経済は世界的金融危機を経て、実質 GDP の成長率は-4.2%（2009年）と減少傾向にある。付加価値額を基準に製造業の構造に着目すると、金属・組立金属製品、電気・光学機器の各製造業が上位を占めている。また、国際的なファッションブランドが集中していることも特徴である。

デザイン産業やデザイン振興政策に着目すると、英国では GDP に占めるデザインの市場規模の割合が 2001 年では 2.8%（日本の約 6 倍）など、デザインに注力する国も見られる。

### 4. 中国の状況

実質成長率 8.7% の成長（2009 年）を見せるなど、主要国が不景気に陥る中、着実な成長を見せている。

デザイン産業やデザイン振興政策に着目すると、2010 年に工業情報化部が「工業デザインの促進に関する若干の指導意見」を通じてデザイン振興を打ち出している。

### 5. 韓国の状況

付加価値額を基準に製造業の構造に着目すると、電子部品産業に強みを有している。

デザイン産業やデザイン振興政策に着目すると、1997 年に工業デザイン促進法が成立、同年、大統領の直轄で韓国デザイン振興院（KIDP：Korea Institute of Design Promotion）が設けられて以降、デザイン産業の活発化が見られ、2007 年にその総売上高は 1.4 億米ドルに至っている。

## 第 3 節 経済マクロ指標と意匠出願の関係分析

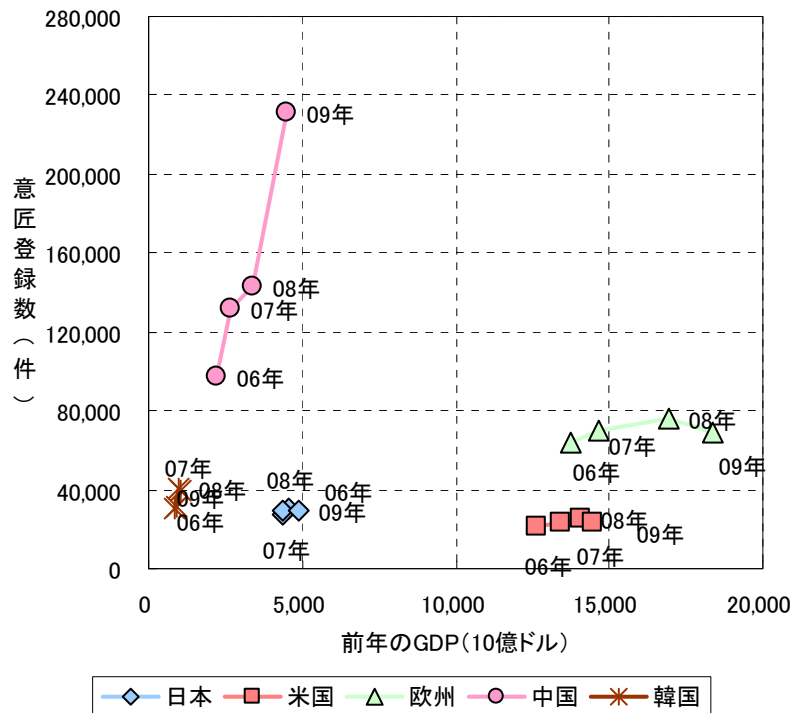
### 1. GDP と意匠出願動向の関係分析

各国・地域内での経済活動の活発さを代理する指標として GDP を用い、それと各国・地域への意匠登録数との関係に着目した。

その結果、以下の示唆が得られた。

- ・ 中国、韓国では、経済活動の活発さに比べて積極的に意匠制度が活用されている（日米欧中韓における前年の GDP10 億米ドルあたりの意匠登録数では 30 件/10 億米ドル以上意匠登録が行われている）。中国においてはその傾向は 2008 年以降ますます顕著になっている。しかし、韓国では 2008 年から 2009 年の間に GDP10 億米ドルあたりの意匠登録数が減少している。
- ・ 米国、欧州では、経済活動の活発さに比べて、中国、韓国と比べると意匠制度の利用は少ない（日米欧中韓における前年の GDP10 億米ドルあたりの意匠登録数は 5 件/10 億米ドル以下に留まる）。その傾向は 2007～2009 年の間で大きく変化しない。米国、欧州に関しては、2008 年で GDP10 億米ドルあたりの意匠登録数の微増が見られるが、2009 年には減少に転じている。

図 4-1 日米欧中韓での意匠登録数（2006年-2009年）と前年のGDPとの関係



注: GDP は International Monetary Fund, World Economic Outlook Database, April 2010 による。

## 2. 輸出額の伸び率と意匠登録数の伸び率の関係

前述の通り輸出額と意匠登録数には正の相関があることがうかがえたが、輸出額が伸びている有望な市場において意匠登録数を増やしている可能性がある。そこで、各国・地域籍出願人の他国・地域への意匠登録数の伸び率と輸出額伸び率の関係を分析する。

その結果、以下の示唆が得られた。

- ・ 他国・地域への意匠登録数と輸出額の間には概ね正の相関がある。
- ・ 特に、米国・日本国籍の出願人については輸出額の増加に対して、意匠登録数の変化は比較的小さい。
- ・ 中国籍出願人については、輸出額の増加に伴って日本や韓国への意匠登録数を増加させている一方、米国、欧州への意匠登録数は逆に減少させている。



（「意匠分類コンコードダンス表」）を作成する。その際、登録件数データを出願年別に再集計して算出した意匠登録数のデータを用いることにより、各国で出願から登録までの期間が異なることの影響を排除することができる。

上記の通り、産業規模を示すデータと、日本意匠分類別の各国への意匠登録数を、国際標準産業分類コードごとに統一的に整理しなおすことにより、両者の比較が可能になる。さらに、日米欧韓に横断しての比較も行うことが可能となる。

## （２） 意匠登録数と産業分野別の付加価値額の比較

日米欧韓各国について、国内への意匠登録数と、産業規模の代理指標である産業分野別の付加価値額の比較を行った。意匠登録数については、2008年および2009年になされた意匠登録のうち、2008年に出願されたものを抽出・合計している（本調査では主に公報発行年別の意匠登録数を用いてきたため、ここでは区別のため「意匠登録数（出願年別）」と表示する。なお、出願年別のデータを用いた理由は、経済活動の活発さが一義的に影響を与えるのは出願行動であると考えられること、出願から登録までのタイムラグは国・地域により差がある点を排除できること、の2点である）。付加価値額については、2008年の数値を用いた。

結果を付加価値額10億米ドル（なお、後述する特徴的な分野の分析では便宜上100万米ドルあたりで表示する）あたりの意匠登録数（出願年別）として以下に示す。

特徴は以下の通りである。

- ・多くの産業分野において韓国での付加価値額あたりの意匠登録数（出願年別）が日本、米国、欧州に比べて最も多い。
- ・皮革・鞆・靴製造、テレビ・情報通信機器・電子部品製造、輸送用機器製造（自動車除く）については日本での付加価値額あたりの意匠登録数（出願年別）が最も多く、自動車製造では米国での付加価値額あたりの意匠登録数（出願年別）が最も多い。

表 4-1 各産業分野の日米欧韓での意匠登録数（出願年別）と付加価値額の比較（2008年）  
（10億米ドル付加価値額あたり年間意匠登録数（出願年別、2008年））

| ISIC | 産業分野名                  | 日本           | 米国          | 欧州    | 韓国           |
|------|------------------------|--------------|-------------|-------|--------------|
|      |                        | 2008年        | 2008年       | 2008年 | 2008年        |
| 15   | 食品・飲料品製造               | 0.2          | 0.3         | 0.2   | <b>1.8</b>   |
| 17   | 繊維製品製造                 | 20.0         | 2.2         | 5.1   | <b>146.1</b> |
| 18   | アパレル製造                 | 36.3         | 25.6        | 13.4  | <b>64.7</b>  |
| 19   | 皮革・鞆・靴製造               | <b>243.3</b> | 45.6        | 26.0  | 182.4        |
| 20   | 木材・木製品製造業(家具を除く)       | 134.5        | 8.9         | 8.5   | <b>744.1</b> |
| 21   | 紙・紙加工品製造               | 9.4          | 0.7         | 0.9   | <b>64.4</b>  |
| 24   | 化学・化学製品製造              | 6.6          | 0.8         | 0.5   | <b>7.2</b>   |
| 25   | ゴム・プラスチック製品製造          | 4.7          | 3.3         | 4.4   | <b>12.6</b>  |
| 26   | 窯業・土石製品製造業             | 10.3         | 8.4         | 0.6   | <b>36.2</b>  |
| 28   | 金属製品製造                 | 20.3         | 29.3        | 2.2   | <b>51.3</b>  |
| 29   | 汎用機械器具製造               | 6.2          | 1.5         | 0.8   | <b>21.0</b>  |
| 30   | オフィス用機器・コンピューター製造      | 40.1         | 8.6         | 7.9   | <b>122.1</b> |
| 31   | 電気機械器具製造               | 46.4         | 18.8        | 5.0   | <b>108.2</b> |
| 32   | テレビ・情報通信機器・電子部品製造      | <b>27.4</b>  | 16.1        | 11.2  | 17.8         |
| 33   | 医療・精密・光学機器製造           | 31.4         | 9.2         | 4.3   | <b>124.6</b> |
| 34   | 自動車製造                  | 9.3          | <b>10.3</b> | 2.6   | 9.5          |
| 35   | 輸送用機器製造(自動車除く)         | <b>1.7</b>   | 0.5         | 0.2   | 1.3          |
| 36   | 家具・その他製造(装飾品・運動用具・玩具等) | 71.4         | 118.7       | 18.2  | <b>399.5</b> |

(注) 太字ゴシックは当該産業分野において付加価値額あたりの意匠登録数(出願年別)が最も大きいもの。

同一の産業分類間で日米欧韓を比較することで、国・地域ごとの各産業分野での意匠制度活用の度合いがわかる。

なお、同一の国・地域内での付加価値額あたりの意匠登録数（出願年別）の産業分野間での差異については、産業分類と対応づける日本意匠分類の決定の仕方次第で変わりうるものである。調査において産業分類と対応づける日本意匠分類の決定は慎重に行ったものの、今後研究が深められ、より幅広い議論を行った上で合意されることが望ましく、現在のところは、その結果の解釈にあたっては留意が必要である。

## 第5章 総合分析

意匠出願動向調査（第2章）、グローバルな展開を行っていると思われる企業の意匠出願動向調査（第3章）、市場環境調査（第4章）などの調査結果を勘案し、意匠出願動向に関する総合的な分析を行った。

### 第1節 日米欧中韓の意匠出願動向の特徴と背景分析

2009年公報発行分の意匠登録数は、日本は前年に比べほぼ横ばいであったものの、米国、欧州、韓国においては2007年以降（とりわけ2008年9月のいわゆるリーマン・ショック以降）の世界金融危機による景気悪化の影響を受けたためか、前年に比べて大きく減少していた。一方、中国においては経済成長に合わせて顕著に増加していた。また、出願人国籍別に見ると、中国籍出願人による意匠登録数が前年に比べて顕著に増加していた。

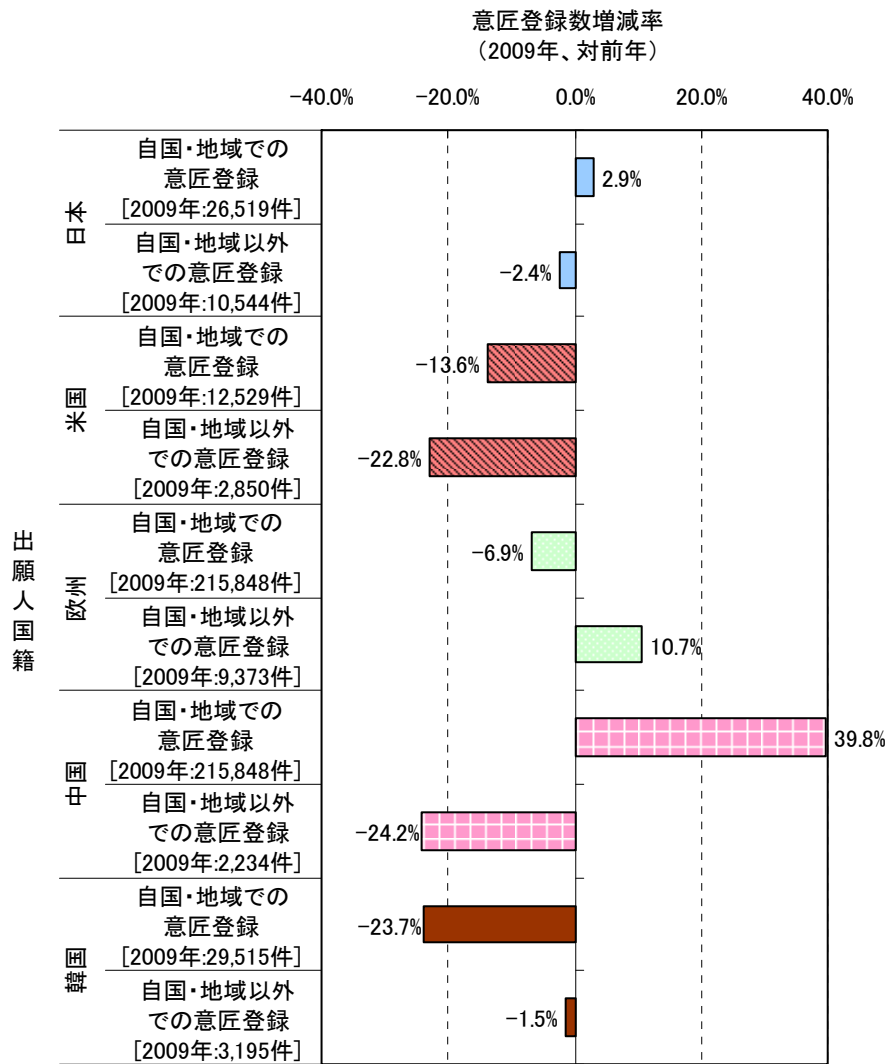
しかし、出願人国籍別に自国・地域での登録と自国・地域以外の日米欧中韓での登録を区別して分析すると、以下の表に示す特徴があることがわかった。

自国・地域以外での意匠登録数の増減に比べて、自国・地域での意匠登録数の方が高い比率で減少している欧州、韓国籍出願人は、一般に自国・地域に比べ出願に係る費用が高いといわれる自国・地域以外での意匠登録数を絞り込んでいないと言える。特に欧州国籍出願人は2008年に比べて日本、米国、中国、韓国での意匠登録数が10.7%増加している。なかでも、米国、中国での意匠登録数はそれぞれ10.7%、19.4%増加している。これらの国は、欧州にとって重要な市場である。欧州籍出願人は、景気悪化にもかかわらず、主要な市場において積極的に意匠権の取得を行っていることがうかがわれる。

表 5-1 出願人国籍別・出願先別 意匠登録数対前年増減率の特徴

| 特徴   | 出願人国籍    |
|--|----------|
| 自国・地域での意匠登録数の増減に比べて、自国・地域以外での意匠登録数の方が高い比率で減少している | 日本、米国、中国 |
| 自国・地域以外での意匠登録数の増減に比べて、自国・地域での意匠登録数の方が高い比率で減少している | 欧州、韓国    |

図 5-1 出願人国籍別・出願先別 意匠登録数対前年増減率



(注) 自国・地域以外での意匠登録とは自国・地域以外の日米欧中韓での意匠登録を指す。

## 第2節 創作者分析

### 1. 概要

製品デザインにおける開発体制やアウトソーシング状況の国・地域や産業分野による相違を把握するため、意匠登録数と創作者数の関係に基づく分析を行う。

分析の対象は日本意匠登録及び韓国意匠登録とする。

分析内容は「創作者情報によるデザイン開発体制分析」および「創作者情報によるアウトソーシング化動向分析」の2項目とする。

### 2. 概要分析結果

#### (1) デザイン開発体制分析

日本意匠分類大グループ(A、B、…)別に、「創作者数<sup>6</sup>」及び「1意匠登録あたり平均創作者数」(図5-2)を集計した。「1意匠登録あたり平均創作者数」では、日本での登録の方が韓国での登録より値が高い傾向が見られ(日本での登録=1.860[人/件]、韓国での登録=1.330[人/件])、日本で登録する出願人(多くは日本国籍企業であろう)の方が多くのデザイナーによる分業が進んでいることと考えられる<sup>7</sup>。

グループ間では、Hグループにおいて日韓間に大きな違いが生じていないのに対し、Dグループ・Gグループは大きな違いがあり、これらのグループについては、特に日本で登録する出願人(多くは日本国籍企業であろう)の分業が進んでいることがうかがえる。

#### (2) アウトソーシング化動向分析

創作者と出願人の「住所又は居所」の情報から、創作者が内部か外部かを評価し、その結果を用いて「内部」創作者数を集計した。重複を除外しない「内部」創作者数/創作者数比率(図5-3)で比較すると、日本での登録ではグループ間の違い(最大78.53%、最小54.17%)は小さいものの、韓国での登録ではグループ間に大きな違い(最大63.19%、最小23.94%)がある。韓国で登録する出願人(多くは韓国籍企業であろう)においてはアウトソーシングが分野により異なることが示唆される。特に韓国の主力産業の一つである電気・電子分野を含むHグループにおいて「内部」比率が低いことは特徴的である<sup>8</sup>。

<sup>6</sup> 1名の創作者が複数の意匠登録の創作者になっている場合、別々に数える。

<sup>7</sup> ただし、日韓間の違いは、日本での登録と韓国での登録とで意匠登録公報における創作者の記述の有無について、特に両国の主要な出願人の中で考え方が異なっていることにより生じている可能性もあることに留意すべきである

<sup>8</sup> ただし、この違いは、各グループの代表的な出願人における意匠登録公報における創作者としての記載の有無の基準の違い、及び内部・外部の判断の精度による影響(例えば、内部創作者の住所又は居所として自宅を記載する場合、出願人である勤務先の住所表記により誤判断の確率が変わる)によって生じた可能性もある。

図 5-2 「創作者数」及び「1 意匠登録あたり平均創作者数」

(左：日本での登録、右：韓国での登録)

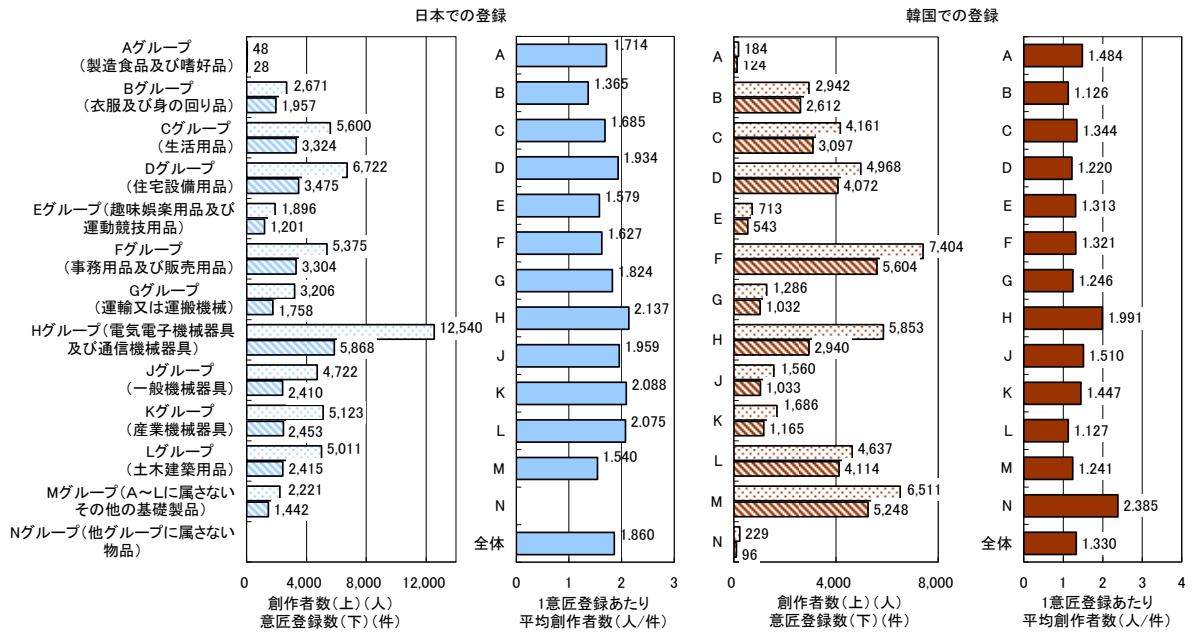
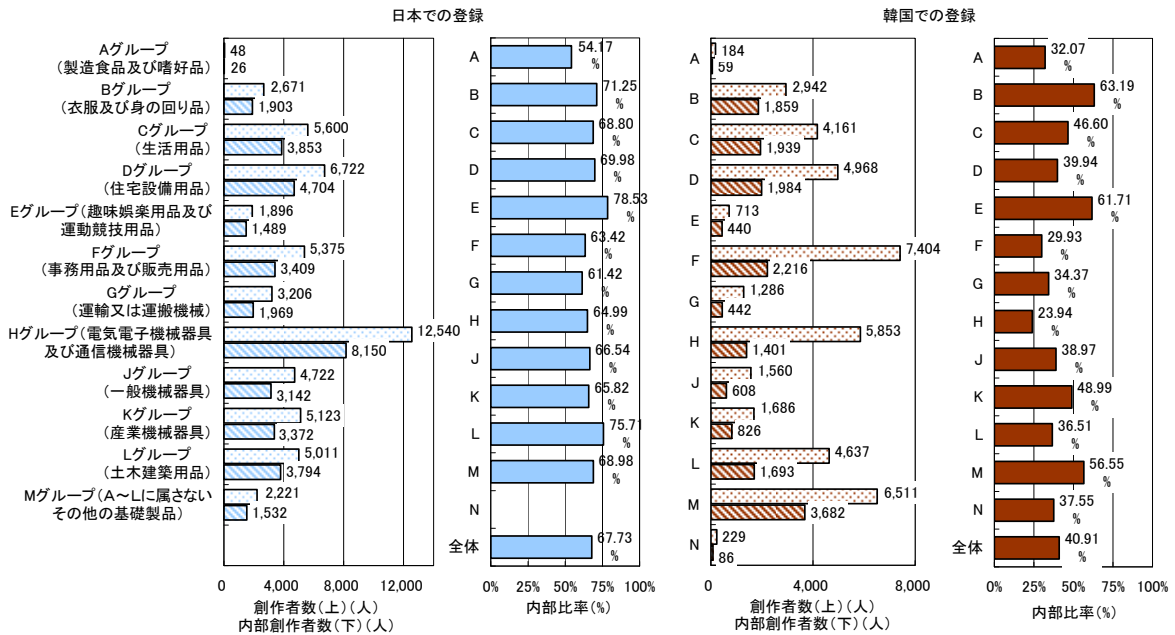


図 5-3 「創作者数」及び「内部」創作者数 (左：日本での登録、右：韓国での登録)



### 第3節 出願人への示唆

これまでの調査結果をふまえ、海外へ意匠登録出願をする際の示唆を以下の通り整理する。

#### 1. 米国での出願

##### (1) 意匠制度に関する留意点

米国の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

本年度調査対象とした他の国・地域（日本、欧州、中国、韓国）と異なり、先発明（創作）主義を採用している。また、意匠権の保護期間が登録から14年間であり、欧州（登録から最長25年間）、日本（登録から20年間）と比較すると短いため、知的財産管理の点で留意すべきである。

##### (2) 意匠制度の利用状況の特徴

米国意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本国籍出願人の米国での意匠登録数は、中国での意匠登録数に次いで多い（日本での登録を除く）。米国での登録に占める日本国籍出願人の登録割合も10.6%と、日本国籍出願人の他の国・地域での登録が占める割合と比較して最も高い（日本での登録を除く）。

米国では出願から公報発行までの期間に広ばらつきがある。出願にあたっては公報発行まで時間を要する可能性に留意すべきである。

#### 2. 欧州での出願

##### (1) 意匠制度に関する留意点

欧州の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

方式審査のみで登録に至るため、実体審査制度を有する国・地域（日本、米国、韓国（一部除く））と比較すると、権利が相対的に不安定となることが懸念される。

日本と異なり、無体物のデザインも保護対象である。例えば書体（タイプフェイス）、ロゴ、アイコンも意匠登録を行うことが出来る。

##### (2) 意匠制度の利用状況の特徴

欧州の意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本国籍出願人の欧州での登録は、中国での登録、米国での登録に次ぐ件数であり、それほど多くはない。また、日本国籍出願人の登録が占める割合も2.9%と、米中韓への登録に比べて最も低い。

出願から公報発行までの期間は一般的に短い。

米国籍出願人の欧州での意匠登録が多いことが特徴である。米国の競合他社がある場合には、欧州の意匠登録を確認することも重要と考えられる。

韓国籍出願人の欧州での意匠登録数の伸びが、韓国から米国での輸出額の伸びに比べて著しい。韓国企業と競合している場合、欧州での意匠出願動向に留意するべきである。

### 3. 中国での出願

#### (1) 意匠制度に関する留意点

中国の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

欧州と同様、方式審査のみで登録に至るため、実体審査制度を有する国・地域（日本、米国、韓国（一部除く））と比較すると、権利が相対的に不安定となる。

意匠権の保護期間が出願から10年であり、日米欧中韓の中で最も短いため、知的財産管理の点で留意すべきである。

新規性喪失の例外規定がなく、製品発表前に意匠登録出願をすることが求められる。

さらに、2009年10月1日より、いわゆる関連意匠が認められており、より効果的な意匠保護、戦略的な意匠出願が可能となっている。ただし、中国改正専利法の下では一つの出願中に複数の関連意匠を記載する点に留意が必要である。

#### (2) 意匠制度の利用状況の特徴

中国の意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本国籍出願人の中国での意匠登録は他の国・地域（中国を除く）出願人の登録と比較して最も件数が多く、日本国籍出願人の意匠登録数も他の国・地域（日本を除く）への登録と比較して中国での意匠登録数が最も多い。

中国では、他の国・地域での意匠登録と比較して、個人の出願人が意匠登録数上位に占める割合が高い。しかし、個人で出願しているものの、実体上は登録された意匠はその個人が関係する企業の製品に関わるものと思われる例も散見されている。中国での意匠登録を調査する際には注意が必要である。

これ加えて、2009年10月1日より、もっぱら標識として用いられる平面の模様について意匠権が取得できなくなった。中国ではパッケージ・包装容器の登録が多いが、改正により商標権の代替としての意匠制度の活用ができなくなる可能性がある（ただし審査方針の動向による）ため、意匠出願動向は変化するものと考えられる。

中国から米国、欧州への輸出額は2007年から2008年にかけて増加している一方、中国籍出願人による米国、欧州での意匠登録数は2008年から2009年にかけて減少している。

### 4. 韓国での出願

#### (1) 意匠制度に関する留意点

韓国の意匠制度に関しては、以下の点に留意が必要である。

日本、米国と同様の実体審査制度を有しているが、一部の分野については限定的な実体審査のみ行うとされている。出願する分野によって登録までの期間や権利の安定性に差があるため、出願の際には留意が必要である。また、一部の物品についての多意匠一出願が認められている点も留意すべきである。

2009年にデザイン保護法施行規則が改正されており2010年1月からは、以下の点が変更されている。

- 立体図面の提出の許容
- 図面提出方法の自由化（全体的な形態を明確に表している場合には、立体デザインでは6面図が、平面デザインでは表裏面の2図が要求されない）
- 無審査品目の拡大（雑貨、靴、事務用品の無審査化）

## (2) 意匠制度の利用状況の特徴

韓国の意匠制度の利用状況等の現状には、以下の特徴がある。

日本国籍出願人の韓国での意匠登録数は米欧中への登録数と比較して最も件数が少ない。ただし、韓国での登録に占める日本国籍出願人の意匠登録数の比率は3.0%に留まっているが、韓国は自国以外からの登録が日米欧中と比較して少ないため、日本国籍出願人の登録割合は米欧中からの登録と比較して最も高い。

1997年の工業デザイン促進法等が契機となり、デザインに対する政府および企業の関心が高い。国際的な競争力を持つ韓国企業ではデザイン開発に注力し、国際的にも評価が高まっている。政府もデザイン振興院を立ち上げるなど、積極的な展開をしている。